

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十五条第一項の事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（次条において「児童自立生活援助事業」という。）</u>又は同法<u>第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次条において「小規模住居型児童養育事業」という。）</u></p> <p>二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十項に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）</u>又は同法<u>第五条第十六項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）</u>を行う事業</p> <p>四（略）</p>	<p>（法第四十五条第一項の事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業（次条において「児童自立生活援助事業」という。）</u>又は同法<u>第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次条において「小規模住居型児童養育事業」という。）</u></p> <p>二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十一項に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）</u>又は同法<u>第十七項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）</u>を行う事業</p> <p>四（略）</p>